

# 緑区地域福祉保健計画策定委員会規約

制定 平成16年6月18日 緑福第152号

## (目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画の策定を行うことを目的に設置する緑区地域福祉保健計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）に必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 策定委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 緑区地域福祉保健計画の策定に関すること。
- (2) その他前号の目的達成に必要と認められること。

## (組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、各団体、事業者からの代表及び一般区民から区長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学識経験者をもって充てる。

また、副委員長は委員長の指名によって定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初に招集する会議は区長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (守秘義務)

第7条 策定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会に置き、その庶務を行う。

## (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 緑区社会福祉協議会が策定する緑区地域福祉活動計画は、この策定委員会の中で一体的に検討する。

## 附則

この要綱は、平成16年6月23日から施行する。